

長崎県地域材活用促進支援事業

長崎県では、産地が明らかな木材（地域材）を利用した住宅へ補助制度を設けております。

森林整備の加速化と森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るため、地域材を利用して住宅を新築又は、増改築する方に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象者

地域材を利用して、県内に自ら居住するための木造住宅を新築又は、増改築しようとする方

事業内容等

- 対象建築物
 - ・木造住宅(一戸建ての住宅に限る)の新築又は増改築
 - ＊木造住宅：建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条に定める主要構造部が木造である住宅をいう。
- 対象とする木材利用
 - ・住宅の構造材、内装材等に地域材を長期に利用するものであること。
- 地域材の利用
 - ・地域材の利用量が、新築にあつては10立方メートル以上、増改築にあつては5立方メートル以上であること。
 - ・地域材の利用量が総木材利用量の50パーセント以上かつ、長崎県産材の利用量が総木材利用量の20パーセント以上であること。

地域材とは、産地が明らかな木材で(ア)から(ウ)のいずれかに該当する木材をいう。

- (ア) 都道府県により産地が証明される制度又は、これと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品
- (イ) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木製品
- (ウ) 林野庁作成の「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木製品

県産材とは、長崎県内の森林で生産された木材又は、その木材を用いて加工され、若しくは製造された建築材等で、上記の(ア)から(ウ)のいずれかで証明されたものをいう。

- その他・本事業は他の国・県が交付する補助事業との併用はできません。

補助金の額

住宅の構造材、内装材等の利用に応じて次のとおり補助が受けられます。

地域材利用量 (㎡/件)	補助金の額 (円/件)
25以上	400,000
20～25 未満	300,000
15～20 未満	210,000
10～15 未満	130,000
5～10 未満	60,000

＊補助単位は、1件あたり住宅1棟とする。

手続きについて

- 着工前に、申込書、計画書、木拾い表及び関係書類を提出して下さい。
 - その後は、下記の手続きが必要になります。
 - 手続きに必要な書類は、(社)長崎県木材組合連合会(下記申込・お問合せ先)に備えてあります。
- また、インターネット「ながさ木ネット」ホームページから入手できます。

【補助金交付までの流れ図】



受付期間

- 長崎県森林整備加速化・林業再生事業（地域材活用促進支援）申込書、計画書及び木拾い表（第1号～第3号様式その他関係書類）

平成24年4月1日から平成24年12月28日までとする。

※平成25年2月末日までに竣工するものが対象

*申込書等の受付はその内容を審査し、適正であると認められときは、予算の範囲内で先着順に認定されます。

【申込・問合せ先】

(社)長崎県木材組合連合会

〒854-0063 諫早市貝津町1122番地6

TEL 0957-27-1760

又は 長崎県農林部林政課普及林産班

TEL 095-895-2988 (ダイヤルイン)

*詳しくは「ながさ木ネット」ホームページをご覧ください

(<http://www.n-nourin.jp/nagasakinet/>)